

総務委員会会議録

日時 令和6年12月13日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時18分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 伊藤 毅
副委員長 中村 正仁
委員 宮本 秀憲 臼井 友基 水岸富美男 大久保俊雄
古屋 雅夫 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 委員 久保田松幸

説明のため出席した者

公安委員会委員 飯室 元・ 警察本部長 小柳津 明
警務部長 平山 大典 生活安全部長 今橋 敦 刑事部長 川口 守弘
交通部長 和田 弘記 警備部長 相模 稔 理事 一瀬 健
首席監察官 大森 伸 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 進藤 明
警務部参事官 佐藤 充 生活安全部参事官 所 紀久男
刑事部参事官 中村 正己 交通部参事官 内藤 智 交通部参事官 足立 勝司
警備部参事官 清水 高博 総務室次長 柏木 佳明 警務部次長 佐藤 隆
会計課長 三浦 昇 捜査第一課長 大勝 和彦 警備第二課長 渡邊 信
交通規制課長 手塚 芳仁 サイバー犯罪対策課長 戸澤 智和
情報管理課長 清水 聡 組織犯罪対策課長 長田 良寛

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策本部事務局次長 中村 直樹
人口減少危機対策企画グループ人口減少危機対策監 河合 秀樹
人口減少調査研究グループ人口減少調査監 中嶋 正樹
知事政策局長 石寺 淳一
富士山保全・観光エコシステム推進統括官 和泉 正剛
地域ブランド・広聴広報統括官 小林 徹
知事政策局理事（知事政策局次長事務取扱） 安藤 明範
知事政策局次長（秘書課長事務取扱） 鎌田 秀一
知事政策局次長（広聴広報監事務取扱） 羽田 勝也
知事政策局技監 水口 保一 知事政策局技監 矢野 昌

政策企画グループ政策参事 小俣 滋
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文
富士山保全・観光エコシステム推進グループ富士山保全・観光エコシステム推進監
岩間 勝宏
富士五湖自然首都圏推進グループ政策企画監 石田 幸司
リニア・次世代交通推進グループリニア・次世代交通推進監 矢野 久
新事業チャレンジ推進グループ新事業チャレンジ推進監 相川 和茂
DX・情報政策推進統括官 瀧本 勝彦
DX・情報政策推進統括官次長（情報政策推進監事務取扱） 村上 宏之
DX推進監 長谷川 晋吾
県民生活部長 小澤 清孝 県民生活部次長 山岸 ゆり
県民生活総務課長 武井 紀人 パスポート室長 坂本 久美
北富士演習場対策課長 長坂 嘉久 統計調査課長 平賀 貴久子
県民生活安全課長 岩渕 基 私学・科学振興課長 水上 和彦
多様性社会・人材活躍推進局長 古澤 善彦
多様性社会・人材活躍推進局次長 小林 孝恵
多様性社会・人材活躍推進局次長（男女共同参画・外国人活躍推進課長事務取扱）
入倉 由紀子
労政人材育成課長 川崎 健司
労働委員会事務局長 津田 裕美 労働委員会事務局次長 丸山 正雄

総務部長 関口 龍海
総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治
働きやすい職場づくり支援室長 依田 勇人
職員厚生課長 今井 康善 財政課長 行村 真生 税務課長 森山 和紀
財源確保・資産活用推進課長 中村 隆宏 庁舎管理室長 荻野 貴史
行政経営管理課総括課長補佐 小野 一峰 市町村課長 栗田 研二
防災局長 河野 公紀
防災局次長 伊藤 公仁
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
消防保安課長 久保島 宏
会計管理者 関 尚史 出納局次長（会計課長事務取扱） 三科 隆人
管理課長 石合 晃 工事検査課長 植田 茂樹
人事委員会事務局長 土屋 嘉仁 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 草間 聖一
監査委員事務局次長 小野 博隆
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

議題（付託案件）

- 第102号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件
- 第103号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第104号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件
- 第106号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件
- 第107号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第108号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第112号 令和6年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 第115号 指定管理者の指定の件
- 第116号 指定管理者の指定の件
- 第124号 当せん金付証票発売の件
- 第125号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第13号）

- 請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて
- 請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5－8号、請願第6－4号、請願第6－5号については継続審査すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部関係、人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時26分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時40分から午後0時27分まで人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時15分から午後2時18分まで総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

**※第106号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員
の採用等に関する条例中改正の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第108号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第1項歳入歳出
予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会
関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補
正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県民への緊急防犯情報の発信方法について)

福井委員

一般質問でインターネット上の違法・有害情報についての取組についてお伺いし、県警察のサイバーパトロールの取組が非常に効果を上げていると認識しました。その取組に感謝を申し上げるところであります。

さて、本年夏以降、首都圏を中心として、いわゆる闇バイトによる強盗事件が多発し、本県も首都圏に隣接していますから、県民の皆さんから多くの不安の声が届いております。

特に高齢の独居の方については、その御家族も含めて防犯対策に大変力を入れていると伺いますし、また、防犯設備もホームセンター等で売り切れが続出するなど聞いております。

また、飛び込みの営業の方に対しても不信感を抱いてしまうという、まさに人が人を信じられなくなる社会になっていると危機感を募らせているところ です。

さらに、電話詐欺の被害もいまだに多く発生をしております。毎日、防災無線等で注意喚起情報の放送が流れてきている状況であります。

事件発生時はもちろん、不審者情報、それから各種情報を県警察が発信することは非常に有意義なことだと思いますし、住民に安心感を与えていると感じています。

そこで、県警察で取り組んでいる注意喚起情報の発信方法について、どのようなものがあるのか、まずお伺いします。

所生活安全部参事官 県警察では、県民に対し緊急に情報提供が必要と判断される事案を把握した際には、その情報を緊急防犯情報と位置づけ、遅滞なく県民に届けられるように制度を設けております。

この制度では、緊急防犯情報に該当する事案について、強盗などの犯人が凶器を持ったまま逃走しているなど、地域住民等の生命・身体・財産等に被害が及ぶことが予想される被疑者の逃走事案、電話詐欺の予兆となる不審電話が県内に多数かかってくるなどの不特定多数を対象とした犯罪の前兆事案、直ちに犯罪の容疑が認められない事案であっても、県民目線に立ち、情報の提供が必要と判断される地域住民等に十分な警戒を促す必要のある事案と定めています。

その上で、夜間・休日を問わず、県警察において緊急防犯情報に該当する可能性のある事案を認知した際には、組織内で検討し、緊急防犯情報への該当性、情報提供の時間、方法、内容、対象について直ちに判断した上で、県民に対して注意を促す情報を提供しております。

情報提供の方法としては、自治体に依頼して行う防災無線、電話やファクス、パトカーに装備している拡声機を活用するとともに、事前に登録している県民には、県警察が運用するふじ君安心メールや、LINEヤフー株式会社が運用するアプリ、ヤフー防災速報などの通知機能も使用しております。

また、情報提供の対象としては、地域住民のほか、自治体、学校関係機関、防犯団体、コンビニやタクシー会社等の事業者などを想定しております。

県警察としては、今後も県民に対し緊急に情報提供が必要と判断される事案を把握した際には、県民目線に立った情報の発信に努めてまいります。

福井委員 いたずらに県民に不安をあおるのではなく、的確に判断をして遅滞なく情報発信がされていることが分かりました。私自身も登録をして様々な情報をいただいているところですが、メール等を使った情報発信については非常に効果的だと思います。防災無線も含めてぜひ継続をお願いしたいです。

一方で、メールの使えない方、先ほども述べましたように独居の高齢の方などには、情報が行き届かないと思います。そのためにも、ふだんからの高齢の方への指導が大事になってくると考えますが、このような方々に対する防犯指導についてはどのように行っているのか伺います。

所生活安全部参事官 高齢者が集まる各地のいきいきサロンや老人クラブの会合などに警察官が出向き、最近の不審者情報などの傾向や注意すべき点について、適宜、防犯講話を行っております。

また、このような集まりに来られない方もいることから、警察官が各家庭を訪問して犯罪や事故の防止に関する指導・要望の聴取を行う巡回連絡の際、高齢者がいる場合や独居老人の場合には直接防犯指導を行うとともに、交番や駐在所が作成するミニ広報紙を自治体の回覧板に折り込むことにより、平素から高齢者に対する防犯指導に努めております。

福井委員 地域の警察官の役割の大きさを改めて感じました。これからも、ぜひ地域の住民に寄り添った地域の警察官として職務を全うしていただきたいと思います。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係

※第115号 指定管理者の指定の件

質疑

福井委員 前回の委員会でも質問をしましたが、前回の委託料の総額について教えてください。

武井県民生活総務課長 前回は、精算額になりますが3年8か月分で1億6,206万8,973円と

なっております。

福井委員 年換算にすると委託料が減ったということですよね。県の関わる部分が多くなったので減ったという認識でよろしいですか。

武井県民生活総務課長 おっしゃるとおりでございます。

福井委員 引き続き、やまなしダイバーシティ推進共同事業体を指定管理者として指定するということですが、短期間で2団体が公募し審査を受けたということで、時間的な制約が厳しいかと思った反面、県の皆さんの御努力だったと思います。やまなしダイバーシティの推進共同事業体の皆さんにしっかり御努力いただき、また、県も力を合わせて進めていただきたいと思います。

古屋委員 選定委員会における採点結果の内容についてお聞きしたいと思います。
 この中で、特に両者の点数の幅が大きいところの具体的な内容についてお伺いしたいと思います。
 特に、選定基準2項の審査項目、サービス向上を図るための具体的な手法、期待される効果についての採点が4.50と3.0となっていて、どのように違うのかというところが第1点、第2点は、選定基準5項、安定的な運営が可能となる経理的基盤についての採点も2倍以上の点差がありますが、内容をお示しいただきたいと思います。

武井県民生活総務課長 サービス向上を図るための具体的な手法、期待される効果については、選定委員会の中でも意見がありました。利用者に対してのホスピタリティーの向上、利用していただく方に対してどのような快適な対応ができるかという提案において、山梨県ボランティア協会・山梨総合管財事業協同組合共同企業体より、やまなしダイバーシティ推進共同事業体のほうがより優れた提案だったという結果となっております。

 安定的な運営が可能となる経理的基盤については、説明資料の2ページ目、1、指定管理者となる団体の概要にありますが、やまなしダイバーシティ推進共同事業体の代表者は株式会社テレビ山梨、構成員は甲府ビルサービス株式会社、資本金がテレビ山梨は3億円、甲府ビルサービスは2,000万円となっています。ボランティア協会は補助金等を基に運営をしておりますので、経営基盤が通常の株式会社等に比べて低かったという状況となっております。

古屋委員 2項のサービス向上を図るための具体的な手法、期待される効果について、やまなしダイバーシティ推進共同事業体のほうが優れた提案だったということですが、一例を挙げていただきたいと思います。

 あと、これは意見になりますが、経営の安定ということになると、指定管理は資本金が大きい会社が県の事業を受託するということにならざるを得ないと思いますので、県内企業の育成を含め、こういった指定管理の入札等についても御配慮、あるいは御指導

いただけるように申し上げておきたいと思います。

武井県民生活総務課長 管理運営の考え方として、利用者のポリシーに沿ったホスピタリティーの実現ということで、やまなしダイバーシティ推進共同事業体は、やまなし地域づくり交流センターの開設から3年2か月の管理運営を行っており、全ての窓口スタッフがホスピタリティー精神を重視しながら利用者と交流することで多くの信用と信頼を得ることができております。そういった関係で、口コミでも非常にいい評判が出ているところが一例として挙げられます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第116号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（富士山吉田ルート通行予約システム整備費について）

中村副委員長 前回の委員会でもお聞きしましたが、富士山吉田ルートの通行予約システム整備費について伺います。通行予約システムを入れたことによる今シーズンの利用状況についてお聞かせください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 今シーズンの通行予約システムの利用者は約6万5,000

0人、通行を許可した者のうち約43%がシステムを利用いたしました。

このうち、外国人登録者は47.4%で、多くの外国人の方にも利用していただきました。また、開山中に行った登山者アンケートでは、システムを利用した方の9割以上が便利だったと回答しております。

中村副委員長 システム導入によってよい方向に向いていると感じました。

受付がスムーズに行われるのか気になっていましたが、今夏は円滑な実施に大きな成果があったとわかりました。

それでも、シーズンを通して通行予約システムに課題や問題点はあったと思います。例えば、システムエラーが出るのではないかという質問を前回の委員会でもしましたが、その辺はどうだったのでしょうか。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 まず、シーズンを通してシステムエラーは発生しませんでした。今夏導入した通行予約システムの課題として、1つは予約状況をリアルタイムで表示できないこと、それから2つ目は比較的登山者が多い韓国語やベトナム語に対応できていないこと、そして3つ目は決済方法が国内で普及している電子マネーに対応できていないことがございました。

中村副委員長 課題が見つけれられたところは、プラスに考えれば、来年いい方向に向くのではないかと思いますので、一つ一つの課題をクリアにしていいただければと思います。

また、今後も使い方のマニュアルや案内・周知等について、これまで以上に予算が必要になってくるのではないかと思います。今回の補正予算のシステムの改修経費の具体的な内容、中身をお聞かせいただければと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 まずは、先ほど説明いたしました課題解消のため、予約カレンダーに予約状況をリアルタイムで反映し、それから韓国語、ベトナム語に対応できるようにし、国内で普及しているPayPay決済導入などの機能改修を行ってまいります。

さらに、前日までしかできなかった予約を、登山日当日にもできるようにして、予約日の変更といった機能を追加いたします。

加えて、今シーズン問題となった軽装登山者への対応としまして、予約時に登山者自身に登山に不可欠な装備をチェックさせる機能も新たに追加したいと考えております。

中村副委員長 すばらしい取組だと思いますので、安心・安全に登山ができる体制をぜひ進めていただければと思います。

特に、富士山の登山につきましては、静岡県側でも来年度から入山料の導入を始めるということで世界的にも注目されると思います。これまで以上に本県の魅力を発信する絶好の機会ですので、ぜひその点も含めて皆さんにお力をいただければと思います。

(中央線沿線におけるニホンジカ対策事業費について)

臼井委員 知事政策局の5ページの公共交通活性化総合対策事業費、ニホンジカの対策事業費について、JR中央線の定時性の確保は重要で必要なことだと思っていますけれども、そもそも、こういう事業はJRのほうが主体的にやることにはならないのでしょうか。

矢野リニア・次世代交通推進監 JR東日本と県では、鹿の対策に関する会議を設けてございます。その中で、鹿対策だけでなく、遅延対策について、一番大きな要因は人身事故の対策です。まず、JRには都内の人身事故対策としてホームドアの設置などを求めている。それから、鹿については、JR自身も沿線にフェンスを設け、あるいは、鹿が入ってきやすいところに忌避剤みたいなものをまき、できるだけ鹿が近づかないようにしています。ただ、鹿は河川などのフェンスが設置できないところから入ってくることもございます。そういったところを、県と地元自治体と連携しながら対策を打っていくということです。今、鹿が非常に増えている状況で、侵入をなかなか避けられない。そういった部分を県あるいは地元自治体と一緒に取り組んでいこうということでございます。

臼井委員 今回の費用は動態調査ということですが、鹿の対策について、フェンスの設置などはJRが負担をして、JRのほうで全部やっているということでしょうか。

矢野リニア・次世代交通推進監 そのとおりでございます。

臼井委員 遅延の一番多い要因が人身事故ということですが、鹿以外の動物関係の事故は、どれぐらいの割合で起きているのでしょうか。

矢野リニア・次世代交通推進監 衝突する鳥獣のうち、鹿の衝突事故は約7割を占めており、年間約70件程度発生している状況です。今年度の上半期は、例年と大きく変わりませんでした。9月、10月は例年を上回るペースで発生している状況となっております。

鹿等の衝突によって必ず30分以上の遅延が発生するというわけではありませんが、県民生活に大きな影響を与えているところでございます。

それから、鹿の衝突事故以上に、都内での人身事故が全体に与える影響が大きいので、中央線の遅延対策に一番重要なのはホームドアの設置。これが一番効いてくるという形になります。

臼井委員 ホームドアの設置は、確かに人身事故に対しては効果があると聞いたことがあります。いずれにしても、まだリニアが開通していない現状の中で、JR中央線は私も皆さんもかなり使っていると思うので、どれだけ利便性のよいものにするかが山梨県にとっては本当に重要なことだと思っています。

個人的な意見ですが、JRが人ごとのような感じがして、今回の補正予算の定時性の確保のための動態調査も、全部お金を払ってもらえばいいのではないかと思いますので伺いました。

最後に、ＪＲに対して、そういった費用面の交渉や、あるいは、もう少し責任を持っていただくような交渉事をやっているのであれば、それをお伺いしたいと思います。

矢野リニア・次世代交通推進監 委員のおっしゃるとおり、もちろんＪＲと対策については交渉を行ってまいりました。その中で、沿線へのフェンスの設置など、近づかないための対策についてはＪＲが責任を持ってやります。

ただ、鹿の侵入が非常に増えており、ＪＲとしても、なかなかその費用負担は難しい状況の中で、そこは県と地元がやっていきましょうという整理をさせていただき、進んでいる状況でございます。

(エコシステム整備推進事業費について)

古屋委員 課別説明書、知の３ページ、エコシステム整備推進事業費についてお伺いします。

さきの代表質問、あるいは一般質問の中でも、富士山登山鉄道のＬＲＴから富士トラムへの転換について、知事の英断大歓迎、敬意を表するということが盛んに出たような気がしていますが、第１点目は、イコモスから指摘を受けている富士山の抱える課題として、入山規制、環境の問題、あるいは建物規制の問題と、３つぐらいあったと記憶していますが、ＬＲＴに代わって富士トラムを提案した関係で、そうした問題が、今後、大きく変わるのか、内容的にどうなるのか、対応策を含めてお聞きしたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 イコモスが指摘した課題は、人が多い、環境負荷が大きい、人工的景観が目立つ、この３つでございます。

富士トラムについては、ＬＲＴの優位性を継承した提案でございまして、これによって、来訪者コントロールや環境保全を図るといった鉄道構想が目指す方向性について、何ら変わるものではありません。

五合目の再整備についても、富士トラム構想の事業化の過程で引き続き議論してまいります。

古屋委員 基本的には変わらないということで承知いたしました。

第２点目は、１０月末に富士山登山鉄道構想の中間報告がなされ、県はＬＲＴが最適としたところですが、それを１か月もたたず、富士トラムという発表をしたことに大変驚いているところであります。富士トラムへの転換が行われた理由について、代表質問なり一般質問でも説明がされていたようですが、その点について、再度、詳細をお伺いしたいと思います。

特に財政面での課題あるいは問題点についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 本年度、ＬＲＴ以外の交通手段についての比較検討を行うとともに、住民説明会や意見交換会の開催により、県民や反対団体との対話を重ねてまいりました。

それらを踏まえ、腹案であった富士トラムが代替案になり得ることを確信し、提案に至ったものでございます。

財政面に関しましては、LRTと比べ、軌道の敷設や維持管理費が不要となることなどから、大幅なコスト削減が見込めますが、詳細は今後調査してまいります。

古屋委員

大幅なコスト削減というところに個人的には期待をしたいと思います。富士山登山鉄道構想で、既に1億7,800万円余の経費を投じておるという報道もされています。

1億7,800万円の具体的な執行状況についてお伺いしたいと思います。

それともう1点は、富士トラム構想に代わることによって、この1億7,800万円のうち、技術的なことを含めてどのくらいが生かされていくのか。あるいは、この1億7,800万円が無駄な経費で終わっているのか。執行と課題、新構想に経費が生かされるのかどうか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 具体的な執行内容と金額でございますけれども、まず、構想を策定する経費。これは令和2年度に執行したのですが、4,071万円余。それから事業化を検討する経費。これは令和5年度の執行になりますが、1,386万円。また、技術課題を検討する経費。こちらについても令和5年度の執行になりますが、1,430万円。それから、新交通システムを調査検討する経費。これは今年度の執行になりますが、予算ベースで4,631万円余。その他、パブリックコミュニケーション等に関する経費は令和元年度以降の合計になりますが、6,325万円余となっております。

昨年度の事業化に係る検討における官民連携スキームの検討につきましては、鉄輪に限った話ではなく、富士トラムにも応用が可能だと考えております。

また、技術面においても、架線レスによる動力源の確保や、単線・複線での輸送量比較の検討など、多くの項目においてこれまでの検討が活用できるものと考えております。

古屋委員

今、細かく説明いただきましたが、たしか本会議では、1億7,800万円のうち、約1億円が鉄道に関してのもの、残りの7,800万円がそれ以外のものということで見解を示していたようですが、そういう受け止め方でよろしいか聞きたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 今御説明したとおり、多くの経費が新たな構想でも活用可能だと考えております。今まで鉄道ということに特化して使用した部分については、昨年度の技術課題の検討と、それから今年度の新交通システムの調査検討の中の一部、追加調査の部分です。これを合わせて、900万円程度ということで、その他については、引き続き新構想においても活用できる経費と考えております。

古屋委員

多くのところが新構想の富士トラムに生かされるということで、無駄なことではなかったと私個人は受け止めておきたいと思っております。

4点目は、今回の補正予算で、新たな交通システムに関する詳細調査等に、636万

6,000円が計上されていますが、この内容について具体的にお聞かせいただきたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 実現に向けた詳細調査として、3項目を予定しております。まず1点目は、国内導入に係る技術面・法律面の適合性確認。2点目は、国産化に係る条件整理。これは、国内企業に対してトラムの国産化に係るヒアリング等を実施するものになります。3点目は、導入に係るコスト試算。これについては、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストを含めた試算を実施したいと考えております。以上の項目について、遅滞なく調査検討に着手してまいります。

古屋委員 今言った3点についての具体的な金額がお分かりでしたら、お示しいただきたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 詳細調査につきましては、それぞれの項目毎にかかる費用ということではなく、調査に要する費用、例えば主任の技術者、技師、その他技術員という形で、その人件費を積算したもので、トータルで今の金額ということになります。

古屋委員 いわゆる人件費ということで受け止めておきたいと思います。今回の富士トラムは、従来の富士山の枠を超えた、全県的なトラムシステムということで、富士山という山へ登るだけではなく、全県にそれを波及させていくという、そんなビデオが出ています。議論が始まったばかりで十分な検討がなされていない状況ですが、私がビデオを見たときの想定だと、富士山から降りて、新御坂トンネルの中をトラムが一般自動車道と一緒に走れるのかとか、もろもろの疑問点があります。あるいは、道路における粉塵の問題、当初知事は粉塵問題があるからゴムタイヤはだめだという話があって、鉄道にしたと受け止めていますが、そういう幾つかの課題について、十分検証していただいて、県民が理解・納得できるような事業にしていくために、より一層の努力をしていただきたいことを最後に要望して質問を終わります。

(エコシステム整備推進事業費について)

臼井委員 古屋委員の質問について、確認・整理をしなければいけないと思っていました。中間報告がされ、長い期間がたっていない中で、この富士トラムの構想が発表されました。

私の周りの中でも、急に方針転換がされたような、そういった意見が多数あったことは事実です。ただ、そこで我々がしっかり確認をし合わなければいけないのが、そもそも知事は、従来から鉄道ありきではないと言っていたと思います。

それと、今年度の当初予算でも、LRT以外、路面電車以外の交通手段、交通システムも比較検討していくということが、予算に盛り込まれていると思います。

そうしたことを踏まえて、こういった委員会は記録も残りますし、マスコミの方もいらっしゃるから、誤解を招かないようにしっかりと確認し合わなければいけないのは、

どういう経緯でこうなったのかということを改めて御説明を願いたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 委員の御指摘のとおり、本年度、当初予算にLRT以外の交通手段についての比較検討経費、それから、意見交換の開催経費を計上し、これにつきましては、4月に開催されました総務委員会の予算説明会の際でも御説明したところでございます。

これに基づき、年度当初より他の交通手段の研究を行うとともに、並行して、市町村単位の住民説明会や、6月以降は少人数の意見交換会を開催し、県民との対話を重ねてきたところでございます。

こうした中、先月13日に、知事が反対団体の代表の方々と直接意見交換を行い、その中で、来訪者コントロールは必要。その方法として鉄道には反対だと。そして環境に配慮できれば電気バスでなくてもいいということなどの考えを確認いたしました。

それらを踏まえ、腹案であった富士トラムが代替案になり得ることを確信し、提案に至ったということになります。

臼井委員

いろいろな議論がそこにあって、決して唐突に発表したわけではないと感じました。ただ、そういったところをしっかりと言葉で発信していかないと、県民の皆さんの誤解を招くと思います。これから議論を行っていく上で、そこはしっかりと説明をして、言葉足らずになってはいけないということは、改めて御認識をいただければと思っています。

もう一つ、今、電気バスの話もありました。いろいろな意見交換の中でも、電気バスに対してのいろいろな話があったと思います。それでもまだ、一部の方々から電気バスのほうがいいのではないかという根強い話があることも事実だと思っています。

現時点で、県として電気バスに対して何か課題があるとすれば、それをどのように捉え、そして、それも踏まえて、この富士トラムのほうがどのように優位性があると考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 電気バスについては、道路交通法による規制ができないこと、すなわち来訪者コントロールができないことに加え、乗車可能人数や給電スペースの確保などに課題があると考えております。

一方で富士トラムについては、磁気マーカー等は軌道と見なされ、軌道法の適用をもって一般車両の進入規制、すなわち来訪者コントロールが可能であると考えております。

また、一度に大人数の輸送が可能であることや、運転席が車両の前後にあることから、切り返しが容易で、例えば緊急時に旋回のためのスペースが不要であることも、バスに比べ優位な点と考えております。

臼井委員

細かな検討や調査は、これからもちろんやっていかなければいけないと思いますし、今回の事業はその一つだと思っています。いずれにしても、トラム自体が国内ではなかったはずですが国外で運用されていて、そういった下調べの段階の中で、スバルラインでも走行可能と判断される、十分な実現性・実効性のあるものだと思います。

まずは、先ほどおっしゃられたように、今回の調査で技術面・法律面の整理はしっかり行っていただきたいと思います。先ほど古屋委員から金額の話がありました。これは当然のことで、今まで予算をかけていろいろと検証してきたものをしっかりと有効活用していかなければいけないし、もちろん、お金がかかるところはかけなければいけませんけれども、そうではないところは、しっかりと今までのデータも含めて有効活用しながら検証を行っていただきたいと思います。

くどういようですが、やっぱり議論、県民の理解が絶対に欠かせないと思っています。リニア新駅のことも話されているわけですから、富士北麓だけでなく、国中地域の方々に対しても、今後どのように説明、意見交換を行っていくのか、そのことについて伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 富士北麓地域につきましては、方針発表後速やかに、富士吉田市をはじめ地元市町村長に御説明に伺いました。

また、従来の構想に反対してきた団体の皆様に対しても、先月27日に改めて御説明を行ったところです。

さらに、富士北麓地域の住民の皆様とは、富士トラムについてオーダーメードで自由に意見交換ができる場を設けることとして、先週募集を開始いたしました。既に多数の問合せをいただいているほか、早速申込みをいただき、今週意見交換を実施したところでございます。

委員の御指摘のとおり、リニア新駅との接続や新駅をハブとした県内二次交通網の高度化の提案も行っておりますので、富士トラムについて国中地域の皆様にも御理解いただくことは重要だと考えております。

このため、リニアと富士トラムが創造する山梨グランドビジョンについての説明会を国中地域の市町村で開催することとしており、来週16日の甲府市を皮切りに順次説明を実施してまいります。

臼井委員

知事は、とにかく県民の理解が大前提で、まだまだやらなければいけない様々な作業があるとおっしゃっています。意見交換や検証作業をしっかりと丁寧に行っていただきたいと思います。

11月18日だったと思いますが、知事から、富士トラムの構想について説明、発表があったと思います。個人的にはよかったなと思っていて、何がよかったかというと、確かにLRTに反対の方々がたくさんいたということもありますが、今回は五合目の来訪者コントロールだけでなく、この富士トラムを使ってリニア新駅と直結させ、山梨県にとってビッグプロジェクトであるリニアの効果を、いかに山梨県全県下に効果を波及させていくのかをメインに据えていただいたからだと思います。

それと、リニアの新駅について、1時間に1本云々ということ想定しながらいろいろな議論がされていると聞きましたが、1時間に1本で、そんなに喜べるものではないと思います。

だから知事が、それを2本、3本という形で、この富士トラムのネットワークを活用

しながらリニアの停車本数を増やしていくと言っていたことも極めて重要で、とても素晴らしいことだと個人的には感じました。

それともう1個、これから富士北麓地域は間違いなく、日本どころか世界からさらに注目をされる地域になっていくポテンシャルを秘めた場所だと思っています。

富士山にリニアができて、東京だけでなく、今度は中京圏から、あるいは関西のほうからも来ていただける、そういったリニアという新たな交通システムが開通するわけですから、せっかく富士山に来た、あるいはせっかく山梨県に来たなら、非日常的な特別感。新駅で降りて、非日常的な特別感でトラムに乗って富士山のエリアに行く。手の届くラグジュアリー感というか、そういったものを考えていくことも一つではないかと思っています。

いずれにしましても、とにかく県民的な議論と理解をお願い申し上げて質問を閉じさせていただきますと思います。

(女性デジタル人材育成・就労支援緊急対策事業費について)

福井委員

多様性の2ページ、女性デジタル人材育成・就労支援緊急対策事業費について伺います。

この事業は、想定よりも希望者が多かったので、希望者全員が研修を受けるために臨時的に計上したということですが、ターゲットをしっかりと絞って対策をすることの大切さを感じております。

今までこの研修を受講された方々の感想や、その後の就職についてはどのような状況なのか教えてください。

川崎労政人材育成課長 現在、受講を始めてまだ1か月たっていない状況で、来週の日曜日に対面での決意表明をするような講座を開催する方向ですが、講座を受けた感想等についてはまだ把握できておりません。

福井委員

これからだということで、その効果についても期待しております。

一方で、多様性とうたっているところで、女性に限定をして、この事業を進められていますが、今後、この事業を継続していくのであれば、女性に限らず様々な方々に門戸を広げた制度になるべきだと考えますが、御見解をお尋ねします。

川崎労政人材育成課長 非正規雇用労働者の約7割を女性が占めているということで、まずは、女性を対象に事業を進めております。今後、検証を進める中で、委員の御意見も参考に検討を進めさせていただければと思います。

福井委員

女性だけではなく男性、さらには、男性でも女性でもないという方もいらっしゃるのですので、ぜひ幅広い門戸をお願いしたいと思います。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

意見

臼井委員 請願第6－4号、山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて申し上げたいと思います。

国の安全保障に関わることであり、防衛省では地域住民の方々に不安を与えることのないよう引き続き適切に対応していることから、今後の動向を注視していくことが重要であります。

したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

中村副委員長 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書に関しましては、現在、国のほうで、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円とすることを目指すとした目標を、2020年代までに前倒しして進めております。

また、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させることを表明し、中小企業への最低賃金の引上げに対する様々な支援策の拡充を検討しております。

このことから、国の動向を注視する必要があると考えますので、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第107号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について県民生活部の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

(笛吹市境川のリニア残土処理場の跡地の活用について)

中村副委員長 私の地元、笛吹市境川のリニア残土処理場の跡地の活用について質問させてください。

まず、境川の残土処理場の現状の課題についてお聞きします。リニア実験線の延伸工事に伴う発生残土を搬入するということで、ガイドウェイの製造保管施設としてＪＲ東海と、一般廃棄物に関しては市町村総合事務組合が残土置場として令和８年度まで貸付けを行ったと承知しております。県土整備部がこちらの管理等をしてくださっておりますが、地元の方々と話す機会があり、この対応について、県の対応が遅れているのではないかと疑問視する声を聞いております。

知事政策局として、これまでの経緯を踏まえ、現状と課題についてどのようにお考えなのか、まずお聞かせください。

矢野リニア・次世代交通推進監 残土処理場の跡地の状況につきましては、平成２４年度に山梨リニア実験線延伸工事の残土の搬入完了後、当時のリニア交通局におきまして、跡地の活用策を検討していたところ、ＪＲ東海及び市町村総合事務組合から跡地使用の申出がございました。

両事業の公共性・公益性に鑑み、その申出を受け入れ、リニア開業時期を勘案して、令和８年度までの貸付けを行っているところです。

それ以降は、県として主に管理面を中心とし、地元と定期的に協議を行っている状況でございます。

そのような中、令和５年度に組織再編があり、リニア用地事務所が県土整備部に移管されているところですが、今年６月の地元協議の場におきまして、ＪＲ東海からリニア建設工事の進捗に合わせて貸付期間延長の申出があったと承知しているところでございます。

地元から求められております貸付終了後の跡地活用につきましては、ＪＲ東海がリニアの開業時期や工事の工程を見通せない中、地元との活用策の協議が進められていないことが課題であると認識しているところでございます。

中村副委員長 平成２７年度から契約が始まったとお聞きしていますが、地元の皆さんは、そもそも残土処理場として造成後に大規模な住宅地を造るという話で承ったと聞いております。ＪＲの作業ヤードとしての利用はあくまでも一時的なもので、将来の跡地の活用について県のビジョンを示すようお願いしておりましたが、いまだ示されていないということで、地元の方から私に話が来ております。

また、今年度行われた地元との協議において、ＪＲ東海から貸付期間延長の申出があ

ったとのことですが、地元から求められている今後の活用策がいまだ提示されない状況の中、地元としても判断がつかないと危惧しております。

そこで、境川のリニア残土処理場の活用策について、知事政策局としてどのように関わっていくのかお聞かせください。

矢野リニア・次世代交通推進監　一昨年度、地元より笛吹市を通じまして、境川残土処理場の今後の有効活用に関する要望が当時のリニア交通局に提出され、その後の地元協議の場におきましても、跡地活用について心配の声をいただいているところです。

一方で、ＪＲ東海からの貸付期間延長の申出におきましては、正確な開業時期や工事の工程が見通せないため、終期は示されていないという状況でございます。

地元として、今後の活用策の具体的な内容や、ＪＲが必要とする期間が示されていない中、延長に応じることは困難であるという意見は十分理解できるところでございます。

これまで、リニア開業時期等の見通しが立たない中、跡地の活用策についての協議が進められていなかった状況でしたが、今後はＪＲ東海と地元との調整を含め、知事政策局として県土整備部とともに、真摯に対応していきたいと考えております。

中村副委員長　開業時期が未定というところが一番のネックだと思います。昔の案が、今となっては過去の話だというふうになると困るという状況ですが、県のほうでも検討していただいているということがよく分かりました。

ただ、当時のことを知る地元の方からは、子供たちに自分たちの考えをしっかりと受け継がせたいという考えの中で私のほうに申出がありました。境川の残土処理場の跡地の管理について、県土整備部と知事政策局でともに検討していただけるという御回答がありましたので、ぜひ、県全体でしっかりと跡地の活用を検討していただき、地元と協議を行うべきと考えますが、今後、知事政策局としてどのように協議を進めていくのか、いま一度、取組について詳細な説明をお願いできればと思います。

石寺知事政策局長　地元の皆様の将来に対する御懸念、御心配は十分理解するところでございます。そうした中、組織再編により、昨年度から県土整備部のほうで対応させていただいております。知事からも、リニアによる恩恵を県全体にいかに行き渡らせられるかを知事政策局としてしっかり考えるように言われておりますので、残土処理場の跡地の活用につきましても、知事政策局として責任を持って対応してまいりたいと考えております。

そうしたことから、今後は、残土処理場の活用の検討に当たりましては、知事政策局が地元の皆様と真摯に向き合って、一日も早く御理解がいただける活用策を御提案できるように努めてまいりたいと考えております。

中村副委員長　私も地元の人間として、地域の皆さんと意見交換をさせていただく中で、県の取組をしっかり伝えたいと考えていますので、今後も引き続き勉強させていただいて、県と地元がうまくマッチングして、リニアが開業した際は、すばらしい景観を含めて、山梨県、笛吹市が盛り上がるように、ぜひお力をいただければと思います。

(地域公共交通の確保・維持について)

大久保委員

1点だけ、地域公共交通の確保・維持という観点からお伺いします。

バスをはじめとする地域公共交通は、核家族化、高齢化の進展の中、病院、買物などの足として重要な役割を果たしておる中で、現実には人口減少に伴う利用者の減少など様々な要因によって地域公共交通の維持が困難となり、早く打開策がほしいという声が日に日に大きくなってきています。

県では、本県にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通マスタープランとなる山梨県地域公共交通計画を策定するため、令和4年度に山梨県地域公共交通協議会を設置し協議を重ね、本年3月に計画を策定したと承知しております。

そこでまず、協議会のメンバーと策定した計画の主な具体的なポイントをお伺いしたいと思います。

矢野リニア・次世代交通推進監 山梨県地域公共交通協議会につきましては、国、各市町村、鉄道事業者、バス事業者、県バス協会、県タクシー協会、それから利用者、学識経験者などから構成されているところでございます。

山梨県地域公共交通計画におきましては、県の役割として、市町村をまたぐ広域的な観点から、地域公共交通の活性化及び再生に取り組むこととしております。

具体的には、国勢調査や市町村への意向調査などから、県民生活に必要な広域的なバス路線等を具体的に選定し、計画に明記しているところでございます。

また、広域的なバス路線につきましては、事業者が国の補助金を受けるためには、策定した計画に基づき、毎年度申請を行う必要がありますので、本年6月の協議会におきまして必要な協議を行ったところでございます。

大久保委員

市町村コミュニティバスの連携ということで、各市町村がメンバーとして協議会に入っているということと、また、策定した計画において広域的なバス路線等の確保・維持に尽力されていることは承知いたしました。

ただ、広域的なバス路線が県民の足として効果的に機能していくためには、その次のステップとして、市町村が運営する、例えばコミュニティバス、デマンド交通、そして近年ではA I デマンドなど市町村内でぐるぐる回す方策もあれば、広域的に、例えば甲斐市では山梨大学附属病院にも行ったりということで、これからは市町村が運営するコミュニティバスの連携が必要だと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

矢野リニア・次世代交通推進監 広域的なバス路線などが有効的に機能していくためには、委員がおっしゃるように、市町村のコミュニティバスなどとの連携改善が非常に重要だと考えているところでございます。

そのためには、市町村による既存のサービスの見直しが全体的に行われることが必要であるため、県といたしましては、市町村による地域公共交通計画の策定を促しているところでございます。

現在、県総合計画におきましても、令和8年度までに県内全ての市町村が地域公共交通計画を策定することを数値目標として掲げているところでございます。

現在、県内におきましては、13市町が策定済みとなっており、引き続きほかの市町村も策定がなされるように技術的支援などを行ってまいりたいと考えております。

大久保委員 市町村において作成が進むよう支援するということですが、地域によって温度差があり、意欲的なところは市民の利便性、ニーズの多様化に応えられるけれども、そうでないところはなかなか進まないということで、県には作成が早く進むよう後押しをお願いしたいです。また、地域公共交通空白地帯もどんどん生まれていますので、可及的速やかにそういうことがないように、解消されるようにお考えを再度伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 それぞれの市町村の地域公共交通計画の様々な会議などに県としても参加させていただき、様々なアドバイス、支援などを行っているところでございます。引き続き、こうした取組を通じ、市町村間の連携、広域的な路線がしっかりと確保できるよう努めてまいりたいと思います。

(闇バイト事案に対する県民への注意喚起等について)

福井委員 先ほど、県警察に対しても闇バイトへの対応についての取組を伺ったところですが、県としてどのように取り組んでいくのかについて伺いたいと思っています。

県民の皆さんが被害者にも、そして加害者にもなっていただきたくない、特に子供たちが加害者になる可能性も十分にあるわけですから、そういった意味で、闇バイト事案に対して、県民に対して注意喚起、周知をどのように行っているのか、まず伺います。

岩渕県民生活安全課長 本県は、闇バイトに関連する事件が相次いでおります関東と隣接しているという土地柄や高齢者の割合が多いという特徴から、委員御指摘のとおり、今後、闇バイトによる強盗の加害者や犯罪の被害者が現れる可能性は否定できないと考えております。

このような中、年末は犯罪発生の増加が懸念されるという実態も踏まえ、県ではこの12月から県警察と連携し、闇バイトに対する対策を強化してまいります。

県としての具体的な取組は、まさに情報発信や普及啓発に重点を置いておりまして、闇バイトの危険性を広報するための警察の広報動画及び広報ポスターを活用し、若者が闇バイトの犯罪に加担しないよう、県内の大学や高校などに配布し、注意喚起を強力に促すとともに商業施設のデジタルサイネージを通じ、広く県民に広報してまいりたいと考えております。

福井委員 要望として、高校、大学だけではなく、中学生からスマートフォンを持つなど低年齢化していますので、中学校に対しても、ぜひポスターなどで啓発を行っていただきたいと要望します。

市町村との連携もこれから大事になってくると思いますが、そこら辺はどのように取り組んでいきますか。

岩渕県民生活安全課長 県ではこれまでも、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを推進するために、関係各所と連携し、様々な防犯活動に取り組んでまいりました。闇バイトの事案に対しましても、市町村と緊密に連携し、広報ポスターの掲示や広報紙への掲載、自治体回覧や防災無線の活用などを依頼し、県民が犯罪に加担しないよう、また犯罪被害に巻き込まれないよう、多角的な情報発信と普及啓発に努めてまいります。

福井委員 ぜひ連携強化に努めていただきたいと思います。そして、闇バイトの犯行というのは、リフォーム業者、悪徳商法、消費者被害と関連していると言われていますが、消費者被害の未然防止という観点では、どのように取り組んでいくのか伺います。

岩渕県民生活安全課長 闇バイトの犯罪は、リフォームの営業や貴金属の買取りなどを装い、住宅内を下見し、入手した家族構成や家の間取りなどの情報が犯行の手口に使われるケースがあると指摘されております。

県では、こうした訪問販売によるリフォーム工事や点検商法などの消費者トラブルに関して随時注意喚起を行うとともに、消費者庁や国民生活センター等からの消費者被害情報を積極的に発信しております。

また、県内各地域で消費者教育、啓発などを担う消費生活協力員を県下で78名委嘱しております。訪問販売などの消費者被害の未然防止には、地域での情報共有が大変重要であることから、この消費生活協力員の活動を一層促進し、不審者情報の周知徹底など闇バイト事案の防犯対策にも生かしてまいります。

福井委員 警察をはじめ様々な団体とも連携をしていただいて、ぜひ県民の安心・安全に努めていただきたいと思います。

(鉄道駅のバリアフリー化について)

次に、先ほどもJR中央線の利便性の向上について質問がありましたが、バリアフリー化についてお尋ねをします。

私の住む北杜市は、JR東日本の中央線、そして小海線が走っており、通勤・通学の足として機能しています。さらには、高齢者の自立した生活を支えるというところでも非常に大切な公共交通機関になっております。

特に鉄道駅は、ほかの交通手段との乗り入れ、乗り換えを行う地域の拠点となっていることから、鉄道駅のバリアフリー化は、今後、高齢者の足として非常に重要な課題であると考えております。バリアフリー化については、利用者の多い駅から順次行っているというところは理解していますが、具体的な基準をまず教えてください。

矢野リニア・次世代交通推進監 国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針におきまして、優先的にバリアフリー化を進める鉄道駅の基準が示されているところでございます。かつては、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅を対象としてございましたが、現

在は徐々に基準が緩和されつつございます。

現在は、1日の平均利用者数が3,000人以上である鉄道駅、もしくは市町村の策定するバリアフリー基本構想におきまして、生活関連施設に位置づけられた平均利用者数2,000人以上の鉄道駅という基準が示されているところでございます。

福井委員 利用者数、そしてまた市町村との連携も必要であることについて承知をしました。
北杜市内においては、既に小淵沢駅についてはバリアフリー化が実施されておりますが、県内におけるＪＲ東日本の鉄道駅バリアフリー化の進捗状況について伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 国の基本方針で示された基準に当てはまる鉄道駅は、甲府駅や上野原駅をはじめとしまして、県内に10駅存在しているところでございます。

そのうち、酒折駅を除いた9駅につきましては、既にバリアフリー化が完了してございます。バリアフリー化がなされていない酒折駅につきましては、令和8年度以降に具体的な工事に入る見込みとなっております。

福井委員 非常に学生の利用が多い酒折駅でありますから、早期にバリアフリー化になればと思います。

今後のバリアフリー化の考えについてお尋ねしたいのですが、北杜市の市民バスは、市内全域の移動を伴う幹線と、市内を4つに分けた支線からなる体系で運行しているところですが。幹線については、長坂駅を起点としているものが多く、地元からは、乗り換えを行う重要な拠点として長坂駅のバリアフリー化を一刻も早く進めてほしいという声を長年いただいているところです。長坂駅をはじめ、現時点でのバリアフリー化がなされていないＪＲ東日本の鉄道駅について、今後、どのような考えで対応していくのか伺います。

矢野リニア・次世代交通推進監 現在の国の基本方針は、令和7年度までのものとなっております。これまで、基本方針が改められる際には、基準が緩和されることが多い状況となっておりますので、来年度中に示される令和8年度以降を対象とした基本方針での基準を確認しつつ、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、その際には、市町村が策定するバリアフリー基本構想での鉄道駅の位置づけが引き続き重要な役割を果たします。駅だけのことなく、全体的な構想の中でバリアフリー基本構想を策定していただくことが重要だと考えております。

福井委員 今後の対応、お考えについて承知をしました。来年度、見直しがされていくということなので、期待を持つと同時に、私も地元の関係者の皆さんとも一緒になって今後取り組んでいきたいと思っております。

(ＪＲ中央線の快速の延伸について)

古屋委員 ＪＲ特急が早朝7時半に新宿へという記事が大きく取り上げられていました。以前か

ら山梨県では、通勤快速を大月から甲府まで延伸するよう要請していますが、そこはＪＲとどのような対応がなされているのか、お聞きします。

矢野リニア・次世代交通推進監 快速の延伸につきましては、毎年、中央東線高速化促進・定時性確保広域期成同盟会の中で要望事項として入れさせていただき、要望しているところでございます。

ただ、快速の延伸については、まだＪＲからいい返事はいただいていない状況でございます。

古屋委員 いずれにしましても、この早朝特急とバスターにされては困るので、しっかり県としても求めていっていただくことを要望して終わります。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第１０２号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第１０３号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第104号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第107号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

臼井委員 産業用大麻とは、具体的にどのようなものか教えてください。

行村財政課長 昨今はやっているもので言いますと、CBDオイルというものがございます。こちらについては大麻からTHCという有害で依存性のある物質を除いて、そういったものを舌下に入れてリラックス効果を受けるというサプリメント的なものですが、それ以外にも、例えば大麻の油をバイオディーゼルとして使用したり、繊維をプラスチックの原料に使ったり、実は大麻も多種多様に使われており、そういったものの場合、つまり医療的にTHCという有害物質を含めて使うもの以外のものは広範にございますので、そうしたものの免許について、都道府県が実施することとなったということでございます。

臼井委員 ちなみに、第1種の大麻草採取栽培者は、大体どれくらいいらっしゃるのでしょうか。

行村財政課長 法施行がこれからですので、現時点では私どもでは承知をしておりません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員

会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第112号 令和6年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第1号）

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第124号 当せん金付証票発売の件

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第125号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第13号）

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

中村副委員長 請願第5－8号、ガソリン凍結税、消費税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出についてですが、継続審査すべきと考えます。

先日、政府与党は、ガソリン税の減税を含め、自動車税制全般や関連施設の制度設計を1年先送りする検討に入ったとの報道がありました。また、消費税につきましても、景気の変化に左右されない安定的な財源ということで、本県における地方消費税、法人二税、個人県民税に次ぐ基幹税目の一つとなっております。さらに、市町村にとっても貴重な財源となっております。インボイス制度については、軽減税率が導入される中で取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入された制度であり、これらの状況を踏まえ、引き続き国の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると考えますので、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

(道路標示の予算について)

宮本委員 道路標示の予算について財政課にお伺いしたいと思います。

道路の白線、停止線、規制線、あと一時停止や横断歩道などがあるわけですが、規制線に関しては県警察、それ以外の線に関しては道路管理者ということですが、まずこの辺の予算配分がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

行村財政課長 まず路面標示、いわゆる県警察の所管につきましては、一定の枠内において警察の自主的裁量を警察予算全体で設定しているところでございます。

本県の予算につきましては、交付税額を超える措置を設定しておりまして、都道府県別の人口1人当たりの警察費としては、全国10位前後という高い水準での警察予算全体での措置をしているところでございます。その中で、いわゆる道路標示というもののみでの枠設定を、予算を所管する財政当局として設定しているわけではございませんので、警察当局において優先順位を定めて執行していると承知しております。

また、道路管理につきましては、類似はしておりますけれども、こちらについても道路管理者として県が所管しているものについては、いわゆる県単公共事業の中で優先順位を定めて執行しているものと承知しておりまして、特に令和3年度からは、財源が有

利な緊急自然災害防止対策事業債で、塗装や補修が可能になっておりますので、積極的な活用を促しているところでございます。

宮本委員

枠で予算を出して、その中で警察がやると理解しましたが、有権者の皆さんから、道路の白線や規制線、停止線が消えていて非常に見えづらい、夜間においては特にそうだという声が多々寄せられております。身を守るため、あるいは他者に対して被害を与えないために道路の線等があるわけで、ここが消えている状況は非常によろしくないと考えます。

財政当局の考え方は分かりましたが、それでも私の立場からすれば、予算を増やして規制線等がしっかり見えるようにして安全を守るべきと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

行村財政課長

委員御指摘のとおり、安全が第一というところもそのとおりと承知をしておりますし、また、特に消えていて道路交通上大変問題があるものについては、早急な対応が必要ということは承知をしております。

その上で、執行に当たっては、県が道路管理者として行うものと同様でございますけれども、特に摩耗が激しい点、交通量の多い点など、いろいろと優先順位をつけて対応していただく必要があると思っております。また、警察の予算内における優先順位中での道路標示自体の予算がどの程度に設定されているのかは自主性に委ねているので、その点につきましても、今後の予算編成等の中においては注視をしてみたいと考えております。

宮本委員

課長の立場もよく分かった上ですが、先ほど来申し上げているとおり、県民の声がしっかり寄せられて、そこに対して何かしなければいけないと思う次第で、それについて、先ほど申し上げたとおり、予算を増やすべきではないかという意見です。

加えて、課長がおっしゃるように、予算を一括で渡して、県警察の中で優先順位をつけるというところですが、その枠の中で、規制に関する線の予算を増やせば、当然他が減るわけで、それは、もしかすると治安の悪化につながるかもしれないし、なかなか難しいところだと考えています。

ちなみに県警察に確認したところ、横断歩道と一時停止と黄色い実線というのがあって、令和6年12月9日現在の未整備箇所がどれだけあるか聞きましたところ、横断歩道が354か所、一時停止が183か所、黄色い実線が56.6キロメートル未整備とのことでした。県警察として署などに通報で寄せられた声だと承知していますので、こういったところも含めて、私の立場からすれば予算を増やしていただきたいと考えますが、それについてもう一度御答弁を願います。

行村財政課長

先ほど申し上げたとおり、本県の警察予算は全体の額で見ますと、非常に高い水準です。ほかに我々よりも高い予算をお持ちの東京都のような治安の維持が特に必要な地域や、面積が広くて1人当たりで割るとそうになってしまう高知県のようなところは上位に

来るわけですが、これだけ面積が狭く、治安が大変悪化しているわけでもないけれども、それでも非常に大きな予算を計上しているところでございます。

その上で、例えば昨今の情勢で申しますと、機動センター建築工事といった臨時的な施設整備事業などの特殊事情や、施設整備にこだわりませんけれども、特殊事業におきましては、枠外予算として別途予算協議をしているところでございます。

そういった枠内、枠外という部分は別議とし、予算を所管する財政課としては、警察の自主性、自立性を尊重しながら、必要な予算措置を行ってまいりたいと考えております。

(障害者枠採用の職員の有給休暇について)

佐野委員

それではまず、障害者枠採用の職員の有給休暇についてお伺いをしたいと思います。

初めに、障害者枠で任用されました職員につきましては、一般職の通常傷病の寛解日数より通院等に多くかかる場合が多く、通院のための休暇や自宅での療養などが長期間で発生する可能性も高いと思います。年間有給休暇の消化日数は多くなり、規定日数以上になる場合も考えられます。県として、まず、当該職員採用時の規定等において特別に決められている内容があるのかどうか、また、採用後に、健康状況、有給休暇の取得状況についての把握をされているのかについてお伺いします。

三井総務部次長 県職員の勤務条件を定めるに当たっては、地方公務員法において、国や他の地方公共団体の職員との間に健康を失しないよう適切な配慮が払われなければならないと定められておりますので、障害のある方を対象として、本県独自に休暇制度を設けることは規定してございません。

しかしながら、職員が負傷や疾病のために療養する場合や勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合には、年次有給休暇とは別に、必要な期間、取得が可能な傷病休暇という制度がございますので、そちらの制度を使って休暇をとっていただくことが可能となっております。

また、各所属長につきましては、所属職員に対して、年数回の個人面談をお願いし、その中で障害のある方も含め、職員の状況把握に努めていただいているところです。

その中で問題等が生じた場合には、人事課に速やかに報告いただき、個別に対応しているところでございます。

佐野委員

次に、この場合における当該職員の休暇取得は、当然に一般職の有給休暇日数よりも年間有給日数は多く必要と考えられ、検査や加療通院の場合によっては有給休暇の日数が不足する場合も考えられます。

このように避けられない欠勤理由の状況下でも、年間有給休暇数を超過した後、休暇を取得する場合、欠勤扱いとなるものと考えられ、傷病休暇の後、当然に給与は減額すると考えられます。障害者枠で採用された職員と一般職員の有給休暇の規定の違いについて、主なものがもしあればお示しをいただきたいと思います。

三井総務部次長 先ほど申し上げたとおり、障害のある方に独自の休暇制度は設けられませんが、それぞれ個人特性は違いますが、安心して勤務していただく必要がございます。そのために、体調が優れないときには休暇制度を使っていただくとともに、テレワークや早出・遅出の制度がございます。また、通常は1時間休憩を取りますが、休憩時間についても弾力的な運用が可能となっております。そういった制度を活用していただきながら、治療との両立を図っていただくことをお願いしてございます。

佐野委員 最後に、障害者に対する休暇日数は人事院等の規定上での問題は全くないという御説明もありましたが、承知しています。

しかし、当該職員については、障害者手帳の取得がされ、障害者枠任用の採用職員であれば、職員採用時に治療・加療に必要な日数の把握は当然されているものと考えます。加療・療養に日数が多く必要なことを確認されているとすれば、一般職と比較して、あるいは障害者手帳上でも、この加療内容が障害等級での必要が確認されていることから、当該職員については、有給休暇日数増加への検討が必要ではないかと思えますけれども御所見をお伺いしたいと思います。

三井総務部次長 いろいろ制度を設けてございますが、来年度からは、障害の方に限らず難病患者を対象とした試験も今年実施しましたので、そういった方も県庁で勤務いただくことになり、配慮が必要な方は障害者だけでなく増えてくることが予想されております。いろいろな制度を検討していく中で、全ての職員が安心して勤務できるように個々の職員の状況の把握に努め、働きやすい職場づくりを引き続き推進していきたいと思っております。

佐野委員 一生懸命やられている職員さんたちが健康で、前向きに働きやすいということが大事だと思いますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

(職員の早期退職防止と職員確保について)

次に、職員の早期退職防止と職員確保についてお伺いをしたいと思います。

初めに、今年度の県職員全体の退職者数についてお伺いをしたいと思います。

昨年度、今年度の退職者数は何人か。また、過去3年間程度の増減について、今年度と比して増えているのか減っているのか。それから、今年度と比較して、各年度の退職者数の増減推移について、そして最後に、どこの部署に多かったのか、お示しをいただきたいと思います。

三井総務部次長 県では、総務省が実施しております地方公務員の退職状況等調査に合わせ、前年度1年間の退職者等の集計をしており、今年度につきましては年度途中で、現時点での数字はつかんでいない状況です。

なお、参考に昨年度につきましては、警察官、教員等を除き、年度中途も含めまして59歳以下で退職した者は77名になってございます。

全国的な傾向でございますが、本県においても、定年まで勤務せず早期で退職する職

員は増加の傾向にあります。コロナ禍で経済が一時冷え込んだ時期には減りましたが、経済が活性化する中で、令和3年度以降は特に増加傾向が見られております。人数につきましては、警察官、教員を除き、令和3年度は40名、令和4年度は63名、令和5年度は77名という状況でございます。

ただ、どこの所属に多かったかは集計をとっておりません。いずれにしてもどこの部に多いということは特に感じてございません。

佐野委員 知事もおっしゃっていますように、介護のためなど、いろいろなところからもお聞きをしたりしますので、そういうケアは必要ではないかと思います。

退職者の年齢構成は何歳か、先ほど59歳とありましたけれども、何歳が多いか、多い順に年齢層別にお示しをいただきたいと思います。

三井総務部次長 職員の退職者ですけれども、年齢層は20代から50代まで、どこの世代が多いということは特に傾向はございません。あえていうと、40代の働き盛りの方はあまり辞めないという感じで、あとの代は大体同じような人数になってございます。

佐野委員 続きまして、退職事由とともに、増加した退職原因の把握と防止を行っているのか、お尋ねをしたいと思います。

まず、退職者の退職事由について、どのような理由が多いのか。個人情報もありますので、出せる範囲で結構ですでお示しをいただきたいと思います。

それから、各部署での実情把握として退職職員数を把握することは非常に重要だと思っています。あわせて、各部署での職員マネジメントとして、上長による当該職員に対してのケアが重要だと考えております。

この対策により、退職願提出者がケアにより提出を取り下げた場合、それから退職の相談者がケアにより思いとどまった人数について、それぞれの人数を把握されているか。それから、今年度は何人対応したのか。昨年度数と今年度の推移状況を数値でお示しをいただきたいと思います。

三井総務部次長 委員御指摘のとおり、退職の理由はプライベートな部分が非常に多く、込み入った話にはできないところがございますが、人事課として承知している限りでは、他業種へ、この会社に行きますというところまで決めて辞められる方、また、親御さんが高齢になって介護が必要で辞められる方が多いと感じてございます。

退職願があった場合、当然、早期退職の相談があった場合、各所属におきまして、所属長が中心となって、人事課と連携を取りながらしっかりケアをしていき、県庁を退職することを踏みとどまったという事例も実際にあると聞いてございます。

佐野委員 次に、カムバック採用についてお聞きをしたいと思います。これは議会でも議論をされましたけれども、カムバック採用の条件とはどのような条件なのかお示しをいただくとともに、カムバック採用者数の推移について、今年度は何名だったのか。それから、

カムバック採用の勧奨をどのように進めているのか、お示しいただきたいと思います。

三井総務部次長 カムバック採用でございますが、過去に山梨県職員として3年以上お勤めいただき、結婚等の理由で退職され、退職されてから10年以内の方を対象としてございます。

カムバック採用は昨年度から始めた制度で、昨年度は行政職が1名、保健師1名、林業職2名の計4名の方が改めて県庁に勤めていただいている状況です。本年度は1月17日までを募集期間として3回目の募集を行っております。残念なことに1回目、2回目は、問合せはあったのですが、採用に結びつかなかったということです。3回目は募集中で、今回も問合せは来ていますが、まだ申込みはいただいていません。こういった制度をできるだけ活用したいと思っておりますので、ホームページへの掲載や広報紙、ラジオで広く周知を図っております。また、専門職につきましては、上下のつながり、職種ごとのつながりが非常に強いので、辞められた方にお声がけをいただくことも続けて実施してございます。

佐野委員 スキル向上による職員給与の向上を目指して、意欲ある職員への後支え、やる気を喚起させる制度としてMBA取得についてはどのように進められているのかお示しいただくとともに、取得に向けた県の支援、それから、今後の推進の仕方等についてはどのような具体策で進められているのか、お示しをいただきたいと思います。

三井総務部次長 MBAの研修については、職員が高いモチベーションを保ちながら、職務を遂行する環境を構築するため、チャレンジ支援の一環として今年度から開始した制度です。今年度は、取得を希望する職員を広く公募し、候補者2名の選定をしたところです。現在、MBA取得が可能な教育課程を有する大学院の中から、候補者自らが大学院を選び、来年度の入学に向け手続を着実に進めているところです。

支援としましては、入学や取得に要する経費は県が全額負担することとしております。また、夜間や休日にオンラインでMBA取得を目指す職員もいますので、配置等についても考慮する予定です。

MBA取得の過程では、マーケティングや経営戦略の知識・技術、組織人事のマネジメント等を身につけることが期待されております。加えて、大学院で形成される人的ネットワークも非常に得がたいものと考えておりますので、研修で得られた知識や経験により、当該職員個人のスキルを向上させ、県政各分野の政策に最大限還元させるとともに、引き続き、職員のモチベーション向上に生かしてまいりたいと思っております。

佐野委員 私も県庁職員の方と大学院で一緒になり、非常に高いスキルの方がいらっしゃいましたので、こういう制度は非常に重要だと思っておりますので、進めていただきたいと思います。

次に、職員退職者が増加することは県内企業の採用への影響が大きくなると思います。県外へ優秀な人材が流出するなど多大な影響が波及してしまうと思います。県庁業務でも、人員工数の減少は他職員への負荷につながり、業務繁多などの影響を及ぼしかねな

い懸念が考えられます。早期退職者を止めることは喫緊の課題だと考えられます。

そこで質問します。早期退職者の増加傾向においては、現在の対策を実行してもなお、さらに確認され、把握された新たな課題の要因の分析はされているのか。それから、今後の職員確保については応募者数に減少傾向が見られ始め、今後の少子化動向を鑑みれば、厳しいことが大いに予測をされると思います。今いる人材を退職により流出させない眼目の早期退職者防止は何より重点的に進められなければならないと考えますが、当局の御所見をお示しください。

三井総務部次長 早期退職者を抑止するための対策としまして、昨年度から人事制度改革の取組を進め、現在も様々な対策を行ってございます。今般、新たに地域貢献活動応援制度を創設し、職員からも関心を持っていただいているところでございます。そういった効果については、今後、確認をしてまいりたいと思っております。

退職者が増加することは、職員として積み上げた知識、経験が失われることにつながり、早期退職者の抑止は非常に重要なテーマとなっております。それを抑止するため、全ての世代の職員が高いモチベーションを保って、職務に遂行する環境を県として構築することが必要だと考えてございます。そのための取組として、チャレンジへの支援、また、多様な働き方への支援を行っているところでございます。

各種支援の効果・検証を引き続き実施し、全ての職員が心身の健康やワーク・ライフ・バランスを保ち、やりがいをもって職務に従事できる環境が整備できるよう検討を進め、その一つでも実現できるように着実に検討していきたいと思っております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月24日、県外調査を1月28日～30日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。
 - ・ 12月3日に開催された正副委員長会議において、議長から常任委員会の活動充実に向けた取組について全ての委員が出席できるよう日程調整などにおける配慮を求める発言があり、議長発言の趣旨を踏まえ、今後の委員会活動に取り組むようお願いした。
 - ・ 本委員会が11月8日に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

総務委員長 伊藤 毅